

災害時の助け合い

平成21年度モデル事業報告書



平成22年8月
札幌市保健福祉局総務部総務課

目 次

I 災害時要援護者の避難支援対策について	1
1 災害時要援護者避難支援とは？	1
2 災害時要援護者とはどんな人？	1
3 支援者はどんな人？	2
4 支援者の役割(支援内容)は？	2
5 どうして支援者(地域住民)が支援しなければならないの？	3
6 どうしてこの取組が必要なの？	3
7 この取組は誰がやるの(実施主体は)？	4
8 支援母体は何をすればいいの？	4
9 支援者や要援護者は日ごろ何をすればいいの？	4
II 21年度モデル事業について	5
1 取組の流れ	5
2 モデル地区の概要	6
3 モデル地区の取組結果	7
4 モデル地区の実践者の声	8
5 施設と連携した取組事例	9
6 今後取り組む地区へのアドバイス	10
7 取組の課題(中間とりまとめ)	12
8 参考資料(モデル地区で使用した様式)	13
III 各種問合せ先	裏表紙

I 災害時要援護者の避難支援対策について

1 災害時要援護者避難支援とは？

災害時（地震、風水害など）において、自分や家族の力だけでは避難することが困難な方々を災害時要援護者（以下「要援護者」という。）と言い、こうした要援護者の避難支援や避難場所生活における手助けを地域住民（支援者）が行うことを言います。

つまり、いざという時に、誰（支援者）が誰（要援護者）を支援するのかを事前に決めておく必要があるため、支援者と要援護者を把握し、組合せを行います。

2 災害時要援護者とはどんな人？

高齢者、障がいのある方、妊娠婦、乳幼児・児童、外国人などを言います。

▶ 高齢の方

- ・ 1人暮らし
- ・ 高齢者世帯
- ・ 寝たきり
- ・ 認知症の方
- など

▶ 障がいのある方

- ・ 視覚・聴覚・言語が不自由な方
- ・ 肢体が不自由な方
- ・ 内部障がいのある方
- ・ 精神障がいのある方
- ・ 知的障がいのある方
- など

▶ 状況によって手助けが必要となる方

- ・ 妊産婦
- ・ 乳幼児、児童
- ・ 外国人
- など



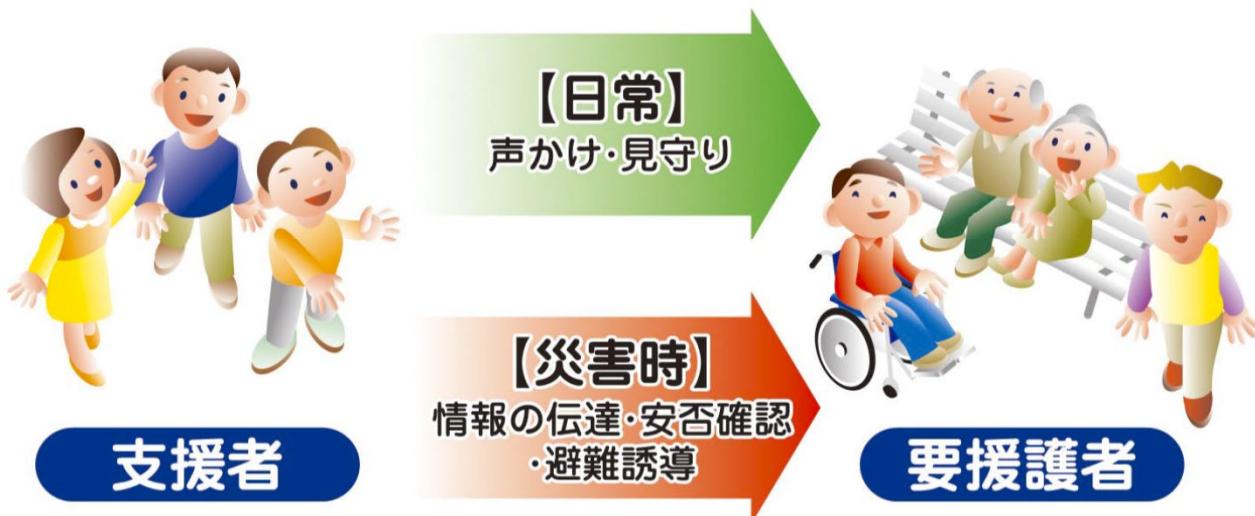
3 支援者はどんな人？

災害が発生する恐れがある時、または発生した場合に、要援護者の避難を支援する方で同じ地域にお住まいであれば、年齢・性別は問いません。

4 支援者の役割（支援内容）は？

災害情報の伝達、要援護者の安否確認、避難場所への誘導、避難場所での手助けなどがあります。そのため、日ごろの声かけや見守り活動などがとても大切になります。

《主な支援内容》



重要

要援護者の避難支援は、支援者の義務ではありません。

支援者は、自分の身の安全を確保することが最優先であり、その後、要援護者の安否確認や避難支援をすることになります。

もし、支援者が被災した場合や仕事で地域にいない場合など、支援できない状況の時にまで、支援を求めているものではありません。

5 どうして支援者(地域住民)が支援しなければならないの?

大きな災害が発生した直後など一刻を争うときは、行政による個別の支援が間に合わないことが過去の災害の教訓から明らかとなっています。このため、隣近所をはじめとした、地域主体の対応が最も重要となっています。

要援護者の避難支援は、自助（要援護者とその家族が助け合う）と共助（近所や地域の人たちが助け合う）により取組を進めることができます。

いざという時には、自助と共助が大切です。

【阪神・淡路大震災における事例】

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋などに閉じ込められ、自力で脱出できなかった約35,000人のうち、27,100人（約8割）は家族や近隣住民により救出され、7,900人（約2割）が警察・消防・自衛隊などに助け出されました。

このことからもわかるように、大規模災害時には、地域によるすばやい救助・救護・救援活動がとても重要となります。

6 どうしてこの取組が必要なの?

近年の風水害・地震災害等においては、死者の大半が65歳以上の高齢者等となっており、災害による人的被害を軽減するためには、災害時要援護者の支援対策を進めることが重要課題となっています。

近年の災害では犠牲者の大半が高齢者や障がいのある方です。

【近年の災害における事例】

災 害	死者・行方不明者	うち 高齢者・障がいのある方	割合(%)
H16年7月 新潟・福島豪雨など	21人	17人	81.0
H16年10月 新潟中越地震	68人	45人	66.2
H17年9月 台風14号	29人	20人	69.0
H18年7月 豪雨	30人	15人	50.0
H19年7月 新潟中越沖地震	14人	11人	78.6

7 この取組は誰がやるの？（実施主体は？）

この取組（要援護者・支援者の募集、組合せなど）は、町内会、自主防災組織、福祉推進委員会など地域の既存の団体が主体的に行うことを想定しています。

なお、この取組の実施主体を「支援母体」と言います。

8 支援母体は何をすればいいの？

支援母体は、取組のためのルールを作成し、取組に必要となる各種案内文書・登録カードなどの作成、地域住民への取組内容の周知、支援者・要援護者情報の収集、両者の組合せなどを行います。（詳細は、5ページ「取組の流れ」を参照。）

9 支援者や要援護者は日ごろ何をすればいいの？

いざという時に支援者による要援護者の避難支援をスムーズに行うため、日ごろから、支援者と要援護者はお互いにコミュニケーションをとって、顔見知りになること、特に要援護者は、自分のことをよく知ってもらうことが大切です。

したがって、お互いに挨拶や会話などを通じて交流を深めましょう。

結果として、こうした日ごろの交流が、見守り活動となることが期待されます。

